平成３０年（フ）第２５９２号
東京都港区麻布十番３丁目５－７－404
債務者　箕本リサこと　韓　　リサ
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５９３号
東京都足立区谷中５丁目３－18　ファインクロス十番館202
債務者　村中ジャスミンこと　ムラナカ　ジャスミン　サントス
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５９４号
東京都板橋区成増３丁目50－１－102
債務者　村田　祐介
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５９６号
東京都葛飾区柴又７丁目17－５
債務者　前田　康平
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５９９号
東京都世田谷区駒沢３丁目１－３－405
債務者　坂本　照子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６００号
東京都板橋区徳丸１丁目32－19
債務者　松本　裕子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６０１号
東京都墨田区堤通２丁目４－４－403
債務者　伊藤　信子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６０３号
東京都新宿区北新宿１丁目31－６－102
債務者　原田　裕史
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６０６号
住所不定、住民票上の前住所東京都大田区大森北６丁目１－15　ＡＢエクスプレス寮２階５号
債務者　大久保　剛
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６０７号
東京都新宿区南元町４－303
債務者　酒井　　肇
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６１９号
東京都品川区八潮５丁目１－５－504
債務者　小島奈津子
1　決定年月日時　平成30年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６２８号
東京都新宿区早稲田鶴巻町565－703
債務者　村木　由美
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６４２号
東京都大田区南蒲田１丁目10－４　第二コーポヤマト301
債務者　上田　裕貴
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６４３号
東京都北区上十条２丁目３－８－106
債務者　寺嶋　絵理（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２６４８号
東京都足立区中央本町２丁目24－１－106
債務者　永田るみ子
1　決定年月日時　平成30年４月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部